

		東部福祉事務所 所長				西部福祉事務所 所長	
九 鳥取県福祉のまちづくり条例(平成8年鳥取県条例第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略						
	2 同条例第16条の規定による届出の受理 (一) 建築物に係るもの(鳥取市及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域内のものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に係るものを除く。3の(一)、4の(一)、5の(一)、9の(一)、10の(一)において同じ。) (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所 ^〇 及び日野総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (二) 路外駐車場に係るもの(市部の区域に係るものを除く。3の(二)、4の(二)、5の(二)、9の(二)、10の(二)において同じ。) (1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 中部総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (4) 西部総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (5) 日野総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの						
	3 同条例第17条の規定による指導及び助言 (一) 建築物に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所 ^〇 及び日野総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (二) 路外駐車場に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 中部総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (4) 西部総合事務所 ^〇						
九 鳥取県福祉のまちづくり条例(平成8年鳥取県条例第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略						
	2 同条例第16条の規定による届出の受理 (一) 建築物に係るもの(鳥取市及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域内のものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に係るものを除く。3の(一)、4の(一)、5の(一)、9の(一)、10の(一)において同じ。) (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (二) 路外駐車場に係るもの(市部の区域に係るものを除く。3の(二)、4の(二)、5の(二)、9の(二)、10の(二)において同じ。) (1) 日野総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (2) (1)以外のもの						
	3 同条例第17条の規定による指導及び助言 (一) 建築物に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (二) 路外駐車場に係るもの (1) 日野総合事務所 ^〇 の管轄区域に係るもの (2) (1)以外のもの						

<p>務所の管轄区域に係るもの (5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ 日野総合事務所長</p>					
<p>4 同条の第8条の規定による工事の完了の届出の受理 (一) 建築物に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中倉総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西館総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 路外駐車場に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 中倉総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 西館総合事務所の管轄区域に係るもの (5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中倉総合事務所長 ○ 西館総合事務所長 ○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 八頭地方県土整備局長 ○ 中倉総合事務所長 ○ 西館総合事務所長 ○ 日野総合事務所長</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所長 ○ 地方県土整備局長</p>	
<p>5 同条の第9条の規定による立入調査 (一) 建築物に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中倉総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西館総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 路外駐車場に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 中倉総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 西館総合事務所の管轄区域に係るもの (5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中倉総合事務所長 ○ 西館総合事務所長 ○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 八頭地方県土整備局長 ○ 中倉総合事務所長 ○ 西館総合事務所長 ○ 日野総合事務所長</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所長 ○ 地方県土整備局長</p>	
6～8 略						
<p>9 同条の第24条第1項ただし書の規定による通知の受理 (一) 建築物に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中倉総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中倉総合事務所長</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長</p>	
<p>務所の管轄区域に係るもの</p>						

<p>に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 路外駐車場に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 道路、公園に係るもの (1) 東部福祉保健局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部福祉保健局の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 八頭地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 日野総合事務所長</p> <p>○ 東部福祉保健局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部福祉保健局長</p> <p>○ 日野総合事務所長</p>												
<p>10 同条第24条第2項の規定による要請 (一) 建築物に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 路外駐車場に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 道路、公園に係るもの (1) 東部福祉保健局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部福祉保健局の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 八頭地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 日野総合事務所長</p> <p>○ 東部福祉保健局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部福祉保健局長</p> <p>○ 日野総合事務所長</p>												
<p>十一～三十七 略</p>																	
<p>障害一 身体障害者福祉法 (1 同法第10条第1項第1号又は第2号イ</p>																	<p>○ 身体障害者更生指導所長</p>
<p>区域に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 路外駐車場に係るもの (1) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p> <p>(三) 道路、公園に係るもの (1) 日野郡の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>					<p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県土整備局長</p> <p>○ 地方県土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所福祉保健局長</p> <p>○ 福祉保健センター所長</p>												
<p>10 同条第24条第2項の規定による要請 (一) 建築物に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 路外駐車場に係るもの (1) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p> <p>(三) 道路、公園に係るもの (1) 日野郡の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>					<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県土整備局長</p> <p>○ 地方県土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所福祉保健局長</p> <p>○ 福祉保健センター所長</p>												
<p>十一～三十七 略</p>																	
<p>障害一 身体障害者福祉法 (1 同法第10条第1項第1号又は第2号イ</p>						<p>○ 身体障害者更生指導所長</p>											

	所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								所県土整備局長 日野総合事務所県民局長										整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所 の管轄区域に係るもの										整備局長 日野総合事務所県民局長
3	同条例第8条の規定による県営住宅の入居補欠者の決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								鳥取地方県土整備局長 中野総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 日野総合事務所県民局長										3 同条例第8条の規定による県営住宅の入居補欠者の決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所 の管轄区域に係るもの										鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長 日野総合事務所県民局長
4	同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								鳥取地方県土整備局長 中野総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 日野総合事務所県民局長										4 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所 の管轄区域に係るもの										鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長 日野総合事務所県民局長
4の2	同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								鳥取地方県土整備局長 中野総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 日野総合事務所県民局長										4の2 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所 の管轄区域に係るもの										鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長 日野総合事務所県民局長
5	同条例第9条第3項の規定による県営住宅の入居の取消し (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								鳥取地方県土整備局長 中野総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 日野総合事務所県民局長										5 同条例第9条第3項の規定による県営住宅の入居の取消し (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所 の管轄区域に係るもの										鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長 日野総合事務所県民局長
6	同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中野総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所								鳥取地方県土整備局長 中野総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 日野総合事務所										6 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所										鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長 日野総合事務所

所の管轄区域に係るもの					所長	所長	所の管轄区域に係るもの						所長
7 同条例第9条第2項の規定による同居の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					鳥取地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局長	7 同条例第9条第2項の規定による同居の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						鳥取地方県土整備局長
8 同条例第9条の3第1項の規定による入居の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					鳥取地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局長	8 同条例第9条の3第1項の規定による入居の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						鳥取地方県土整備局長
9 同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は徴金の徴収の猶予 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					鳥取地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局長	9 同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は徴金の徴収の猶予 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						鳥取地方県土整備局長
10 同条例第14条第2項の規定による県営住宅又は共同施設の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					鳥取地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局長	10 同条例第14条第2項の規定による県営住宅又は共同施設の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						鳥取地方県土整備局長
11 同条例第17条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの					鳥取地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局長	11 同条例第17条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの						鳥取地方県土整備局長

<p>る条例（昭 和43年鳥取 県条例第5 号）に基づ く事務</p>	<p>整備局及び八頭地 方県土整備局の管 轄区域に係るもの (二) 中部総合事務 所の管轄区域に係 るもの (三) 西部総合事務 所の管轄区域に係 るもの (四) 日野総合事務 所の管轄区域に係 るもの</p>	<p>○</p>	<p>中部総合事務 所県土整備局 長</p>	<p>○</p>	<p>西部総合事務 所県土整備局 長</p>	<p>○</p>	<p>日野総合事務 所県民局長</p>	<p>○</p>	<p>整備局長</p>
<p>2 同条例第8条にお いて準用する鳥取県 営住宅の設置及び管 理に関する条例に基 づく事務のうち次に 掲げるもの (一) 同条例第7条 の規定による特別 県営住宅の入居者 の選考及び決定 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの (二) 同条例第8条 第1項の規定によ る特別県営住宅の 入居補欠者の決定 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの (三) 同条例第9条 第1項の規定によ る期日の指定及び 保証人の適否の認 定 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (4) 日野総合事 務所の管轄区域 に係るもの (四) 同条例第9条 第2項の規定によ る期日の指定及び 保証人の免除の認 定 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事</p>	<p>○</p>	<p>鳥取地方県土 整備局長</p>	<p>○</p>	<p>中部総合事務 所県土整備局 長</p>	<p>○</p>	<p>西部総合事務 所県土整備局 長</p>	<p>○</p>	<p>日野総合事務 所県民局長</p>	<p>○</p>

<p>務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(五) 同条第9条第3項の規定による特別県営住宅入居の取消し</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(六) 同条第9条第4項の規定による入居可能日の通知</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(七) 同条第9条の2の規定による同居の承認</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(八) 同条第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(九) 同条第14条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の移着の指示</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ 所限土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県民局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所所限土整備局長</p> <p>○ 西部総合事務所所限土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県民局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所所限土整備局長</p> <p>○ 西部総合事務所所限土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県民局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所所限土整備局長</p> <p>○ 西部総合事務所所限土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県民局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所所限土整備局長</p>	<p>土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(五) 同条第9条第3項の規定による特別県営住宅入居の取消し</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(六) 同条第9条第4項の規定による入居可能日の通知</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(七) 同条第9条の2の規定による同居の承認</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(八) 同条第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(九) 同条第14条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の移着の指示</p> <p>(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ 整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県民局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県民局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県民局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 日野総合事務所県民局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p>
--	--	--	---

<p>公庫法(昭 和25年法律 第156号) に基づく住 宅金融公庫 からの受託 業務</p>	<p>の規定による住宅金 融公庫からの受託業 務</p>				<p>公庫法(昭 和25年法律 第156号) に基づく住 宅金融公庫 からの受託 業務</p>	<p>の規定による住宅金 融公庫からの受託業 務</p>			
	<p>(一) 同法第7条第 1項第1号に規定 する住宅の建設の ための資金の貸付 けに係る工事の審 査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所及び日野綜 合事務所の管轄 区域に係るもの</p>		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 中部総合事務 所県土整備局 長 ○ 西部総合事務 所県土整備局 長</p>		<p>(一) 同法第7条第 1項第1号に規定 する住宅の建設の ための資金の貸付 けに係る工事の審 査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 倉吉地方県 土整備局の管轄 区域に係るもの (3) 米子地方県 土整備局及び日 野総合事務所の 管轄区域に係る もの</p>		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長</p>		
	<p>(二) 同法第7条第 5項に規定する住 宅の改良のための 資金の貸付に係 る申込みの受理及 び審査並びに工事 の審査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所及び日野綜 合事務所の管轄 区域に係るもの</p>		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 中部総合事務 所県土整備局 長 ○ 西部総合事務 所県土整備局 長</p>		<p>(二) 同法第7条第 5項に規定する住 宅の改良のための 資金の貸付に係 る申込みの受理及 び審査並びに工事 の審査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 倉吉地方県 土整備局の管轄 区域に係るもの (3) 米子地方県 土整備局及び日 野総合事務所の 管轄区域に係る もの</p>		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長</p>		
	<p>(三) 同法第7条第 9項に規定する産 業労働者資金融通 法(昭和三十八年 法律第3号)第7条 の規定による産業 労働者住宅を建設 するための資金の貸 付に係る工事の 審査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所及び日野綜 合事務所の管轄 区域に係るもの</p>		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 中部総合事務 所県土整備局 長 ○ 西部総合事務 所県土整備局 長</p>		<p>(三) 同法第7条第 9項に規定する産 業労働者資金融通 法(昭和三十八年 法律第3号)第7条 の規定による産業 労働者住宅を建設 するための資金の貸 付に係る工事の 審査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 倉吉地方県 土整備局の管轄 区域に係るもの (3) 米子地方県 土整備局及び日 野総合事務所の 管轄区域に係る もの</p>		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長</p>		
	<p>(四) 同法第7条第 10項に規定する施 設建築物等又は中 高層耐火建築物を 建設するための資 金の貸付に係る 工事の審査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 中部総合事 務所の管轄区域 に係るもの (3) 西部総合事 務所及び日野綜 合事務所の管轄 区域に係るもの</p>		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 中部総合事務 所県土整備局 長 ○ 西部総合事務 所県土整備局 長</p>		<p>(四) 同法第7条第 10項に規定する施 設建築物等又は中 高層耐火建築物を 建設するための資 金の貸付に係る 工事の審査 (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 倉吉地方県 土整備局の管轄 区域に係るもの (3) 米子地方県 土整備局及び日 野総合事務所の 管轄区域に係る もの</p>		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長</p>		
<p>2 同法第23条第8項 の規定による住宅金 融公庫からの受託業</p>	<p>務</p>				<p>務</p>	<p>務</p>			

